令和８年（ワ）第９９９９号　損害賠償請求事件

原告　甲野太郎

被告　乙山商事株式会社

準備書面（長文の試験）

令和８年１０月２３日

東京地方裁判所民事第〇部〇係　御中

被告訴訟代理人弁護士　　丙川　次郎

被告は、次のとおり主張する。

内容

第１　請求原因に対する認否 4
１　請求原因第１項（当事者）について 4
２　請求原因第２項（本件契約の締結）について 5
(1)　同項(1)について 5
(2)　同項(2)について 5
(3)　同項(3)のうち、被告が令和７年４月１日に原告に対して本件商品の納入を約束したとの点は否認し、その余は認める。 5
３　請求原因第３項（損害）について 6
第２　被告の主張 6
１　本件契約の不成立 6
２　損害との因果関係の不存在 6
第３　本件契約の内容 6
１　契約の締結 6
２　本件サービスの内容 6
３　被告の利用状況 6
第４　被告の主張に対する反論 7
１　「障害により利用できなかった」との主張について 7

２　「解約した」との主張について……7
第５　請求原因に対する認否……7
１　請求原因第１項（当事者）について……7
２　請求原因第２項（本件契約の締結）について……7
(1)　同項(1)について……7
(2)　同項(2)について……7
(3)　同項(3)のうち、被告が令和７年４月１日に原告に対して本件商品の納入を約束したとの点は否認し、その余は認める。……8
３　請求原因第３項（損害）について……8
第６　被告の主張……8
１　本件契約の不成立……8
２　損害との因果関係の不存在……9
第７　本件契約の内容……9
１　契約の締結……9
２　本件サービスの内容……9
３　被告の利用状況……9
第８　被告の主張に対する反論……9
１　「障害により利用できなかった」との主張について……9
２　「解約した」との主張について……10
第９　請求原因に対する認否……10
１　請求原因第１項（当事者）について……10
２　請求原因第２項（本件契約の締結）について……10
(1)　同項(1)について……10
(2)　同項(2)について……10
(3)　同項(3)のうち、被告が令和７年４月１日に原告に対して本件商品の納入を約束したとの点は否認し、その余は認める。……10

３ 請求原因第３項（損害）について 11
第１０ 被告の主張 11
１ 本件契約の不成立 11
２ 損害との因果関係の不存在 11
第１１ 本件契約の内容 11
１ 契約の締結 12
２ 本件サービスの内容 12
３ 被告の利用状況 12
第１２ 被告の主張に対する反論 12
１ 「障害により利用できなかった」との主張について 12
２ 「解約した」との主張について 12
第１３ 請求原因に対する認否 13
１ 請求原因第１項（当事者）について 13
２ 請求原因第２項（本件契約の締結）について 13
(1) 同項(1)について 13
(2) 同項(2)について 13
(3) 同項(3)のうち、被告が令和７年４月１日に原告に対して本件商品の納入を約束したとの点は否認し、その余は認める。 13
３ 請求原因第３項（損害）について 14
第１４ 被告の主張 14
１ 本件契約の不成立 14
２ 損害との因果関係の不存在 14
第１５ 本件契約の内容 14
１ 契約の締結 14
２ 本件サービスの内容 14
３ 被告の利用状況 15

第１６　被告の主張に対する反論 15
１　「障害により利用できなかった」との主張について 15
２　「解約した」との主張について 15
第１７　請求原因に対する認否 15
１　請求原因第１項（当事者）について 15
２　請求原因第２項（本件契約の締結）について 15
(1)　同項(1)について 15
(2)　同項(2)について 16
(3)　同項(3)のうち、被告が令和７年４月１日に原告に対して本件商品の納入を約束したとの点は否認し、その余は認める。 16
３　請求原因第３項（損害）について 16
第１８　被告の主張 17
１　本件契約の不成立 17
２　損害との因果関係の不存在 17
第１９　本件契約の内容 17
１　契約の締結 17
２　本件サービスの内容 17
３　被告の利用状況 17
第２０　被告の主張に対する反論 17
１　「障害により利用できなかった」との主張について 18
２　「解約した」との主張について 18

第１　請求原因に対する認否

１　請求原因第１項（当事者）について

認める。

２　請求原因第２項（本件契約の締結）について

(1) 同項(1)について

否認する。原告と被告との間で、原告主張の日に、原告主張の内容の売買契約が締結された事実はない。原告が本件契約の締結を裏付けるものとして提出する甲第１号証は、契約の申込みに先立つ見積書にすぎず、被告が承諾の意思表示をしたことを示すものではない。

(2) 同項(2)について

不知。

(3) 同項(3)のうち、被告が令和７年４月１日に原告に対して本件商品の納入を約束したとの点は否認し、その余は認める。

ア　令和７年４月１日の打合せの経緯

被告は、令和７年４月１日、原告の求めに応じて、原告事務所において打合せを行ったが、その席上で被告担当者が述べたのは、原告の希望する納期が実現可能かどうかを社内で検討するという趣旨にとどまる。

(ｱ) 打合せの出席者

被告側の出席者は、営業部長丁田三郎及び営業担当者戊村四郎の２名であり、いずれも被告を代理して契約を締結する権限を有していない。

(ｲ) 打合せの内容が記載された議事録について

原告が提出する甲第２号証の議事録は、原告が打合せ後に一方的に作成したものであり、被告担当者はその内容を確認していない。

ａ　議事録の作成日

同議事録の作成日欄には令和７年４月１日と記載されているが、同議事録が被告に送付されたのは同年５月２０日である。

イ　納期についての被告の認識

被告は、上記打合せの後、社内で検討した結果、原告の希望する納期での納入は困難であるとの結論に至り、同年４月１５日、その旨を原告に伝

えた。

3　請求原因第３項（損害）について

争う。

第２　被告の主張

1　本件契約の不成立

前記第１の２(1)のとおり、原告と被告との間に本件契約は成立していない。契約の成立には申込みと承諾の意思表示の合致を要するところ、被告が承諾の意思表示をした事実はなく、原告もこれを裏付ける的確な証拠を提出していない。

2　損害との因果関係の不存在

仮に本件契約が成立していたとしても、原告が主張する損害は、原告が第三者との間で締結した転売契約に基づくものであり、被告が予見し、又は予見し得たものではないから、被告の債務不履行との間に相当因果関係を欠く。

第３　本件契約の内容

1　契約の締結

原告と被告は、2025年4月1日、原告が提供するクラウドサービス「ABC Cloud Ver.3.2」（以下「本件サービス」という。）の利用契約を締結した（甲1）。月額利用料は税込み110,000円であり、支払期日は毎月末日である。

2　本件サービスの内容

本件サービスの内容は、次のとおりである。

・顧客管理機能（CRM）

・請求書の自動発行機能（PDF形式。A4判）

・外部システムとの連携機能（REST API。認証はOAuth 2.0による。）

3　被告の利用状況

被告は、2025年4月から2026年3月までの12か月間、本件サービスを利用した。アクセスログ（甲5の1ないし5の12）によれば、被告の従業員は、1日平均で約

240回ログインしている。

第４　被告の主張に対する反論

１　「障害により利用できなかった」との主張について

被告は、2025年11月に本件サービスに障害が発生し、利用できなかったと主張する。しかし、次の事実から、被告の主張は失当である。

①　障害が発生したのは2025年11月14日の午前2時から午前4時30分までの2時間30分にすぎない。

②　原告は、同日午前5時、被告の担当者(情報システム部のSmith氏)に対し、電子メール(件名「Service Incident Report #2025-1114」)で復旧を報告した(甲7)。

③　利用規約第12条第2項は、月間の稼働率が99.5%以上であれば利用料を減額しないと定めており、同月の稼働率は99.65%である。

２　「解約した」との主張について

被告は、2026年1月15日にwebフォーム(https://support.abc-soft.example.jp/contact)から解約を申し入れたと主張するが、原告のサーバーにその記録はない。

第５　請求原因に対する認否

１　請求原因第１項（当事者）について

認める。

２　請求原因第２項（本件契約の締結）について

(1) 同項(1)について

否認する。原告と被告との間で、原告主張の日に、原告主張の内容の売買契約が締結された事実はない。原告が本件契約の締結を裏付けるものとして提出する甲第１号証は、契約の申込みに先立つ見積書にすぎず、被告が承諾の意思表示をしたことを示すものではない。

(2) 同項(2)について

不知。

(3) 同項(3)のうち、被告が令和７年４月１日に原告に対して本件商品の納入を約束したとの点は否認し、その余は認める。

ア　令和７年４月１日の打合せの経緯

被告は、令和７年４月１日、原告の求めに応じて、原告事務所において打合せを行ったが、その席上で被告担当者が述べたのは、原告の希望する納期が実現可能かどうかを社内で検討するという趣旨にとどまる。

(ｱ) 打合せの出席者

被告側の出席者は、営業部長丁田三郎及び営業担当者戊村四郎の２名であり、いずれも被告を代理して契約を締結する権限を有していない。

(ｲ) 打合せの内容が記載された議事録について

原告が提出する甲第２号証の議事録は、原告が打合せ後に一方的に作成したものであり、被告担当者はその内容を確認していない。

ａ　議事録の作成日

同議事録の作成日欄には令和７年４月１日と記載されているが、同議事録が被告に送付されたのは同年５月２０日である。

イ　納期についての被告の認識

被告は、上記打合せの後、社内で検討した結果、原告の希望する納期での納入は困難であるとの結論に至り、同年４月１５日、その旨を原告に伝えた。

３　請求原因第３項（損害）について

争う。

第６　被告の主張

１　本件契約の不成立

前記第１の２(1)のとおり、原告と被告との間に本件契約は成立していない。契約の成立には申込みと承諾の意思表示の合致を要するところ、被告が承諾の

意思表示をした事実はなく、原告もこれを裏付ける的確な証拠を提出していない。

2　損害との因果関係の不存在

仮に本件契約が成立していたとしても、原告が主張する損害は、原告が第三者との間で締結した転売契約に基づくものであり、被告が予見し、又は予見し得たものではないから、被告の債務不履行との間に相当因果関係を欠く。

第7　本件契約の内容

1　契約の締結

原告と被告は、2025年4月1日、原告が提供するクラウドサービス「ABC Cloud Ver.3.2」（以下「本件サービス」という。）の利用契約を締結した（甲1）。月額利用料は税込み110,000円であり、支払期日は毎月末日である。

2　本件サービスの内容

本件サービスの内容は、次のとおりである。

・顧客管理機能（CRM）

・請求書の自動発行機能（PDF形式。A4判）

・外部システムとの連携機能（REST API。認証はOAuth 2.0による。）

3　被告の利用状況

被告は、2025年4月から2026年3月までの12か月間、本件サービスを利用した。アクセスログ（甲5の1ないし5の12）によれば、被告の従業員は、1日平均で約240回ログインしている。

第8　被告の主張に対する反論

1　「障害により利用できなかった」との主張について

被告は、2025年11月に本件サービスに障害が発生し、利用できなかったと主張する。しかし、次の事実から、被告の主張は失当である。

①　障害が発生したのは2025年11月14日の午前2時から午前4時30分までの2時間30分にすぎない。

② 原告は、同日午前5時、被告の担当者(情報システム部のSmith氏)に対し、電子メール(件名「Service Incident Report #2025-1114」)で復旧を報告した(甲7)。

③ 利用規約第12条第2項は、月間の稼働率が99.5%以上であれば利用料を減額しないと定めており、同月の稼働率は99.65%である。

2 「解約した」との主張について

被告は、2026年1月15日にwebフォーム(https://support.abc-soft.example.jp/contact)から解約を申し入れたと主張するが、原告のサーバーにその記録はない。

第9 請求原因に対する認否

1 請求原因第1項(当事者)について

認める。

2 請求原因第2項(本件契約の締結)について

(1) 同項(1)について

否認する。原告と被告との間で、原告主張の日に、原告主張の内容の売買契約が締結された事実はない。原告が本件契約の締結を裏付けるものとして提出する甲第1号証は、契約の申込みに先立つ見積書にすぎず、被告が承諾の意思表示をしたことを示すものではない。

(2) 同項(2)について

不知。

(3) 同項(3)のうち、被告が令和7年4月1日に原告に対して本件商品の納入を約束したとの点は否認し、その余は認める。

ア 令和7年4月1日の打合せの経緯

被告は、令和7年4月1日、原告の求めに応じて、原告事務所において打合せを行ったが、その席上で被告担当者が述べたのは、原告の希望する納期が実現可能かどうかを社内で検討するという趣旨にとどまる。

(ｱ) 打合せの出席者

被告側の出席者は、営業部長丁田三郎及び営業担当者戊村四郎の２名であり、いずれも被告を代理して契約を締結する権限を有していない。

(ｲ) 打合せの内容が記載された議事録について

原告が提出する甲第２号証の議事録は、原告が打合せ後に一方的に作成したものであり、被告担当者はその内容を確認していない。

a　議事録の作成日

同議事録の作成日欄には令和７年４月１日と記載されているが、同議事録が被告に送付されたのは同年５月２０日である。

イ　納期についての被告の認識

被告は、上記打合せの後、社内で検討した結果、原告の希望する納期での納入は困難であるとの結論に至り、同年４月１５日、その旨を原告に伝えた。

３　請求原因第３項（損害）について

争う。

第１０　被告の主張

１　本件契約の不成立

前記第１の２(1)のとおり、原告と被告との間に本件契約は成立していない。契約の成立には申込みと承諾の意思表示の合致を要するところ、被告が承諾の意思表示をした事実はなく、原告もこれを裏付ける的確な証拠を提出していない。

２　損害との因果関係の不存在

仮に本件契約が成立していたとしても、原告が主張する損害は、原告が第三者との間で締結した転売契約に基づくものであり、被告が予見し、又は予見し得たものではないから、被告の債務不履行との間に相当因果関係を欠く。

第１１　本件契約の内容

１　契約の締結

原告と被告は、2025年4月1日、原告が提供するクラウドサービス「ABC Cloud Ver.3.2」（以下「本件サービス」という。）の利用契約を締結した（甲1）。月額利用料は税込み110,000円であり、支払期日は毎月末日である。

２　本件サービスの内容

本件サービスの内容は、次のとおりである。

・顧客管理機能（CRM）

・請求書の自動発行機能（PDF形式。A4判）

・外部システムとの連携機能（REST API。認証はOAuth 2.0による。）

３　被告の利用状況

被告は、2025年4月から2026年3月までの12か月間、本件サービスを利用した。アクセスログ（甲5の1ないし5の12）によれば、被告の従業員は、1日平均で約240回ログインしている。

第１２　被告の主張に対する反論

１　「障害により利用できなかった」との主張について

被告は、2025年11月に本件サービスに障害が発生し、利用できなかったと主張する。しかし、次の事実から、被告の主張は失当である。

①　障害が発生したのは2025年11月14日の午前2時から午前4時30分までの2時間30分にすぎない。

②　原告は、同日午前5時、被告の担当者（情報システム部のSmith氏）に対し、電子メール（件名「Service Incident Report #2025-1114」）で復旧を報告した（甲7）。

③　利用規約第12条第2項は、月間の稼働率が99.5%以上であれば利用料を減額しないと定めており、同月の稼働率は99.65%である。

２　「解約した」との主張について

被告は、2026年1月15日にwebフォーム（https://support.abc-

soft.example.jp/contact)から解約を申し入れたと主張するが、原告のサーバーにその記録はない。

第１３　請求原因に対する認否

１　請求原因第１項（当事者）について

認める。

２　請求原因第２項（本件契約の締結）について

(1) 同項(1)について

否認する。原告と被告との間で、原告主張の日に、原告主張の内容の売買契約が締結された事実はない。原告が本件契約の締結を裏付けるものとして提出する甲第１号証は、契約の申込みに先立つ見積書にすぎず、被告が承諾の意思表示をしたことを示すものではない。

(2) 同項(2)について

不知。

(3) 同項(3)のうち、被告が令和７年４月１日に原告に対して本件商品の納入を約束したとの点は否認し、その余は認める。

ア　令和７年４月１日の打合せの経緯

被告は、令和７年４月１日、原告の求めに応じて、原告事務所において打合せを行ったが、その席上で被告担当者が述べたのは、原告の希望する納期が実現可能かどうかを社内で検討するという趣旨にとどまる。

(ｱ) 打合せの出席者

被告側の出席者は、営業部長丁田三郎及び営業担当者戊村四郎の２名であり、いずれも被告を代理して契約を締結する権限を有していない。

(ｲ) 打合せの内容が記載された議事録について

原告が提出する甲第２号証の議事録は、原告が打合せ後に一方的に作成したものであり、被告担当者はその内容を確認していない。

a　議事録の作成日

同議事録の作成日欄には令和７年４月１日と記載されているが、同議事録が被告に送付されたのは同年５月２０日である。

イ　納期についての被告の認識

被告は、上記打合せの後、社内で検討した結果、原告の希望する納期での納入は困難であるとの結論に至り、同年４月１５日、その旨を原告に伝えた。

３　請求原因第３項（損害）について

争う。

第１４　被告の主張

１　本件契約の不成立

前記第１の２(1)のとおり、原告と被告との間に本件契約は成立していない。契約の成立には申込みと承諾の意思表示の合致を要するところ、被告が承諾の意思表示をした事実はなく、原告もこれを裏付ける的確な証拠を提出していない。

２　損害との因果関係の不存在

仮に本件契約が成立していたとしても、原告が主張する損害は、原告が第三者との間で締結した転売契約に基づくものであり、被告が予見し、又は予見し得たものではないから、被告の債務不履行との間に相当因果関係を欠く。

第１５　本件契約の内容

１　契約の締結

原告と被告は、2025年4月1日、原告が提供するクラウドサービス「ABC Cloud Ver.3.2」（以下「本件サービス」という。）の利用契約を締結した（甲1）。月額利用料は税込み110,000円であり、支払期日は毎月末日である。

２　本件サービスの内容

本件サービスの内容は、次のとおりである。

・顧客管理機能（CRM）

・請求書の自動発行機能(PDF形式。A4判)

・外部システムとの連携機能(REST API。認証はOAuth 2.0による。)

3　被告の利用状況

被告は、2025年4月から2026年3月までの12か月間、本件サービスを利用した。アクセスログ(甲5の1ないし5の12)によれば、被告の従業員は、1日平均で約240回ログインしている。

第16　被告の主張に対する反論

1　「障害により利用できなかった」との主張について

被告は、2025年11月に本件サービスに障害が発生し、利用できなかったと主張する。しかし、次の事実から、被告の主張は失当である。

①　障害が発生したのは2025年11月14日の午前2時から午前4時30分までの2時間30分にすぎない。

②　原告は、同日午前5時、被告の担当者(情報システム部のSmith氏)に対し、電子メール(件名「Service Incident Report #2025-1114」)で復旧を報告した(甲7)。

③　利用規約第12条第2項は、月間の稼働率が99.5%以上であれば利用料を減額しないと定めており、同月の稼働率は99.65%である。

2　「解約した」との主張について

被告は、2026年1月15日にwebフォーム(https://support.abc-soft.example.jp/contact)から解約を申し入れたと主張するが、原告のサーバーにその記録はない。

第17　請求原因に対する認否

1　請求原因第1項（当事者）について

認める。

2　請求原因第2項（本件契約の締結）について

(1) 同項(1)について

否認する。原告と被告との間で、原告主張の日に、原告主張の内容の売買契約が締結された事実はない。原告が本件契約の締結を裏付けるものとして提出する甲第１号証は、契約の申込みに先立つ見積書にすぎず、被告が承諾の意思表示をしたことを示すものではない。

(2) 同項(2)について

不知。

(3) 同項(3)のうち、被告が令和７年４月１日に原告に対して本件商品の納入を約束したとの点は否認し、その余は認める。

ア　令和７年４月１日の打合せの経緯

被告は、令和７年４月１日、原告の求めに応じて、原告事務所において打合せを行ったが、その席上で被告担当者が述べたのは、原告の希望する納期が実現可能かどうかを社内で検討するという趣旨にとどまる。

(ｱ) 打合せの出席者

被告側の出席者は、営業部長丁田三郎及び営業担当者戊村四郎の２名であり、いずれも被告を代理して契約を締結する権限を有していない。

(ｲ) 打合せの内容が記載された議事録について

原告が提出する甲第２号証の議事録は、原告が打合せ後に一方的に作成したものであり、被告担当者はその内容を確認していない。

a　議事録の作成日

同議事録の作成日欄には令和７年４月１日と記載されているが、同議事録が被告に送付されたのは同年５月２０日である。

イ　納期についての被告の認識

被告は、上記打合せの後、社内で検討した結果、原告の希望する納期での納入は困難であるとの結論に至り、同年４月１５日、その旨を原告に伝えた。

３　請求原因第３項（損害）について

争う。

第１８　被告の主張

１　本件契約の不成立

前記第１の２(1)のとおり、原告と被告との間に本件契約は成立していない。契約の成立には申込みと承諾の意思表示の合致を要するところ、被告が承諾の意思表示をした事実はなく、原告もこれを裏付ける的確な証拠を提出していない。

２　損害との因果関係の不存在

仮に本件契約が成立していたとしても、原告が主張する損害は、原告が第三者との間で締結した転売契約に基づくものであり、被告が予見し、又は予見し得たものではないから、被告の債務不履行との間に相当因果関係を欠く。

第１９　本件契約の内容

１　契約の締結

原告と被告は、2025年4月1日、原告が提供するクラウドサービス「ABC Cloud Ver.3.2」（以下「本件サービス」という。）の利用契約を締結した（甲1）。月額利用料は税込み110,000円であり、支払期日は毎月末日である。

２　本件サービスの内容

本件サービスの内容は、次のとおりである。

・顧客管理機能（CRM）

・請求書の自動発行機能（PDF形式。A4判）

・外部システムとの連携機能（REST API。認証はOAuth 2.0による。）

３　被告の利用状況

被告は、2025年4月から2026年3月までの12か月間、本件サービスを利用した。アクセスログ（甲5の1ないし5の12）によれば、被告の従業員は、1日平均で約240回ログインしている。

第２０　被告の主張に対する反論

1　「障害により利用できなかった」との主張について

被告は、2025年11月に本件サービスに障害が発生し、利用できなかったと主張する。しかし、次の事実から、被告の主張は失当である。

①　障害が発生したのは2025年11月14日の午前2時から午前4時30分までの2時間30分にすぎない。

②　原告は、同日午前5時、被告の担当者(情報システム部のSmith氏)に対し、電子メール(件名「Service Incident Report #2025-1114」)で復旧を報告した(甲7)。

③　利用規約第12条第2項は、月間の稼働率が99.5%以上であれば利用料を減額しないと定めており、同月の稼働率は99.65%である。

2　「解約した」との主張について

被告は、2026年1月15日にwebフォーム(https://support.abc-soft.example.jp/contact)から解約を申し入れたと主張するが、原告のサーバーにその記録はない。

以上